参考資料1

第4期中期目標期間における国立大学法人運営費 交付金の在り方に関する検討会(第6回) R3 3 11

これまでの議論の整理(案)

文部科学省高等教育局 国立大学法人支援課



国立大学を取り巻く状況、これからの国立大学の在り方(1/2)

国立大学のミッションは、我が国の高等教育及び学術研究の水準向上、全国的な均衡 ある発展、教育・研究成果の社会への還元

学校教育法(抄)(昭和二十二年法律第二十六号)

第九章 大学

第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる ことを目的とする。

2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

国立大学法人法(抄)(平成十五年法律第百十二号)

第一章 総則 第一節 诵則 (目的)

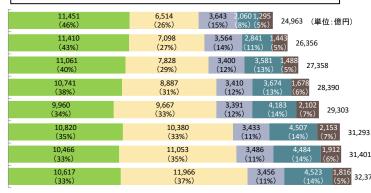
第一条 この法律は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展 を図るため、国立大学を設置して教育研究を行う国立大学法人の組織及び運営並びに大学共同利用機関を設置して大学の共同利用に供する 大学共同利用機関法人の組織及び運営について定めることを目的とする。

✓ 平成16年の国立大学法人化後の改革により、学部・研究科の改組など組織の変革や、 共同研究、受託研究等による外部資金の獲得増など財務構造の変革が進展

■国立大学の組織の見直し 平成22年度における国立大学の全学科数:1,168 平成22~令和2年度 に廃止・転換された学科数計:579 180 60% 160 H17 廃止・転換された学科数 50% 見直しのシェア H19 114 H21 120 40% H23 100 H25 H27 20% H29 10% H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 R2

■ 国立大学法人等(90法人)の経常収益の推移

国立大学法人等の決算ベースによる経常収益については、高度先端医 療の実施等に伴う附属病院収益の増加や共同研究や寄附金といった外 部資金の受入額増に伴い、経営費用と同様に全体として増加傾向



各法人の令和元事業年度財務諸表等を基に文部科学省作成

R1

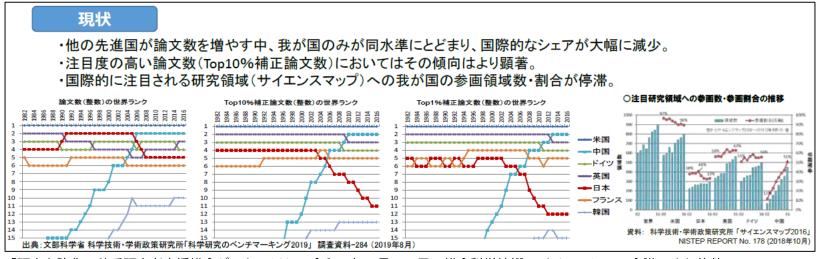
■国立大学法人の外部資金受入額の推移

国立大学における外部資金受入額は、法人化以降大きく増加 受託研究·受託事業· 共同研究受入額の推移 2,643 寄附金受入額の推移 1.000 2,000 1,000 H16 H22 H28 H30 H16 H22 H28 H30

各法人の各年度財務諸表を基に文部科学省作成

① 国立大学を取り巻く状況、これからの国立大学の在り方(2/2)

✓ 国際的な研究力の相対的な低下、研究人材の流出などの課題や懸念がある一方、 経済再生やイノベーションによる産業の活性化等への貢献が求められている



「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」 令和2年1月23日 総合科学技術・イノベーション会議 より抜粋

- ✓ さらに、AI・ビッグデータ活用など技術革新を踏まえたSociety5.0への社会変革や、 新型コロナをはじめとしたヘルスケアへの対応、ポスト・コロナに向けたグリーン・ リカバリーの取組、カーボンニュートラルへの挑戦として経済と環境の好循環を生み 出すSDGsの取組、地方創生などを先導することへの社会的な期待・要請もある
- 今後、国立大学法人は社会の様々なステークホルダーとの相互関与・連携を通じ、 機能を拡張し、社会変革や地域の課題解決を主導していくことが必要
- 〇 自律的・戦略的な法人経営を促す観点から、国が国立大学法人に求める役割や機能 に関する基本的事項を大枠の方針(大綱)として示し、各大学がそこから自身のミッ ションとして位置付けるものを選択するなど中期目標・中期計画の在り方をはじめ関 係する仕組みの見直しが進められている

② 運営費交付金の役割、課題

- ✓ 運営費交付金は、国立大学法人がそれぞれ6年間の中期目標・中期計画に基づき継続的・ 安定的に教育研究活動を行うための、人材確保や教育研究環境の整備に必要不可欠な経費
- ✓ 運営費交付金の総額は、法人化以降、第2期中期目標期間までは減少傾向にあったが、 第3期中期目標期間においては同程度の規模を維持。配分の仕組みとして「3つの重点 支援の枠組み」による各大学が設定したKPIの評価に基づく配分や、共通指標による 「成果を中心とする実績状況に基づく配分」を導入
- ✓ 第3期の運営費交付金の配分に関しては、以下のような課題が指摘されている。
 - ・3つの重点支援の枠組みについて、3つの枠組みから1つを選択することは各大学の活動に自らの枠をはめる ことに繋がっているのではないか
 - ・基盤的な教育研究活動を担保する運営費交付金において、毎年度評価対象経費や配分率が変更されることや、 共通指標が毎年度変更されたりすることは、教育研究基盤の不安定化を招いているのではないか
 - ・共通指標に基づく配分の評価指標について、学内での取組の状況を評価するものではなく、よりアウトカムを 意識した指標に改善していくべきではないか
 - ・共通指標に基づく配分について、運営費交付金全体に対する影響度が小さく、大学の意識や行動の変化には 至っていないのではないか
 - ・国立大学法人評価、運営費交付金における評価など国立大学法人に対する評価が多重であり、統廃合など評価 の簡素化を図るべきではないか



○ これまでの取組や課題を整理しつつ、これからの国立大学の在り方を踏まえた対応に 各大学が取り組んでいけるよう、関係する仕組みの見直しとも呼応した運営費交付金の 仕組みとしていくことが必要

③ これからの各大学への運営費交付金配分に関する論点(1/6)

各国立大学がそれぞれのミッションを実現するため、6年間の中期目標期間を通じて自律的な経営を行うことを、運営費交付金により支える

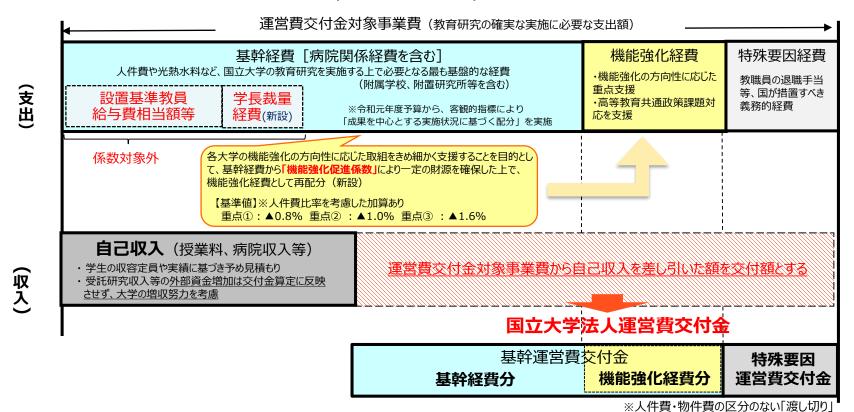
- ▶ すべての国立大学において確保されるべき必要不可欠な教育・研究環境を保証するために必要な部分があるのではないか
- ▶ トップ層の大型研究大学については、新たに創設する大学ファンドによる支援の動向等も 踏まえつつ、教育・研究の自由度を大幅に拡大する一方、トップ層に続く研究大学について は、論文輩出等に対する運営費交付金の役割が大きいため、運営費交付金の配分に配慮が必 要ではないか
- ▶ 地域貢献を主とする大学や教員養成系大学では、運営費交付金の依存度、重要性は高く、配分に一定の配慮が必要ではないか。同時に、大学間連携や共同化、時代に即した教員養成の在り方などの改革の促進が重要ではないか
- ▶ 大学間、研究者間の連携を推進する観点から、共同利用・共同研究拠点などへの支援の仕組みも引き続き必要ではないか
- ► 各大学の教育・研究等の実績を測定してインセンティブを付与する部分が必要ではないか
- ⇒ 第4期中期目標期間の運営費交付金の在り方の検討にあたっては、以下3つの考え方により整理してはどうか
 - (1) 「客観的に算定できる基礎的な部分」
 - → 学生数等に応じて保証する基盤的な部分
 - (2) 「各大学の特有のミッション達成に必要な部分」
 - → 各大学の特有のミッション達成のために配分する部分
 - (3) 「実績に基づいて配分する部分」
 - → 大学の教育研究活動等の実績、成果に基づき配分する部分

③ これからの各大学への運営費交付配分に関する論点(2/6)

(1) 客観的に算定できる基礎的な部分

- ► 「大学」として必要不可欠な教育研究環境を保証するための、学生数・教員数を基礎 として客観的に算定される部分が必要ではないか
 - ※第3期中期目標期間は、大学設置基準等に基づく教員に係る給与費相当額等や学長裁量経費は 「機能強化促進係数」の対象外として整理されてきた

【参考】 運営費交付金算定ルールの概要 (第3期中期目標期間)



③ これからの各大学への運営費交付金配分に関する論点(3/6)

(2) 各大学の特有のミッション達成に必要な部分

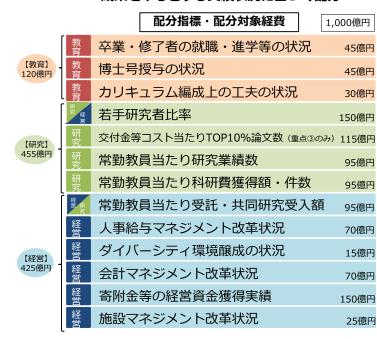
- (1)の部分に加え、「国立大学」としての各大学の特有のミッションに 応じた取り組みを実行するために必要な部分
- ▶ 各国立大学の特有のミッションを達成するために必要な事業や、研究所等の組織運営にかかる所要の経費を担保する部分が引き続き必要ではないか
- ▶ 各国立大学がそれぞれのミッションの実現に向け、中期目標期間を通じて 取り組む改革を支援する仕組みが必要ではないか
- ➤ 組織整備、設備整備や、研究拠点への支援など政策課題への対応を含めて、 ミッションの実現を加速するための取組を支援するため、各国立大学からの 申請・提案を評価し、効果的な取組に対して毎年度必要な支援を行う仕組み が必要ではないか
- ➢ 各国立大学の学内資源の再配分を促すため、「係数」により一定の財源を 確保する仕組みは引き続き必要ではないか

③ これからの各大学への運営費交付金配分に関する論点(4/6)

(3) 実績に基づいて配分する部分

- ▶ 教育・研究活動の現場における行動変容を生み出す仕組みとして、各大学の教育、研究、社会貢献の成果・実績等を評価し、その結果に応じて十分なメリハリを付けた再配分を行うことが必要ではないか
- ⇒ 共通指標については、各大学の既存の規模・体制を考慮して、改革努力が的確に反映される指標とする必要あるのではないか。また、よりアウトカム指標に集中・特化するよう指標の厳選が必要ではないか。
- ▶ 定量的に厳密な評価が可能な研究面及び教育面の指標へ と見直すとともに、世界と伍する研究大学や地方創生のハ ブとなる大学といった大学のミッションごとに設定する社 会的インパクトを評価する指標の設定が必要ではないか
- ➢ 客観的な指標だけでは測定が困難な質的な側面、社会的インパクトを適正に評価するための体制、基準等の手法の開発が必要ではないか
- ➤ 国民に対して予算を毎年度有効に配分していることを示す観点からは、毎年度配分のための評価を行う必要がある一方、教育研究の成果は単年度では表れにくいものもあるのではないか

■令和3年度予算(案) 成果を中心とする実績状況に基づく配分



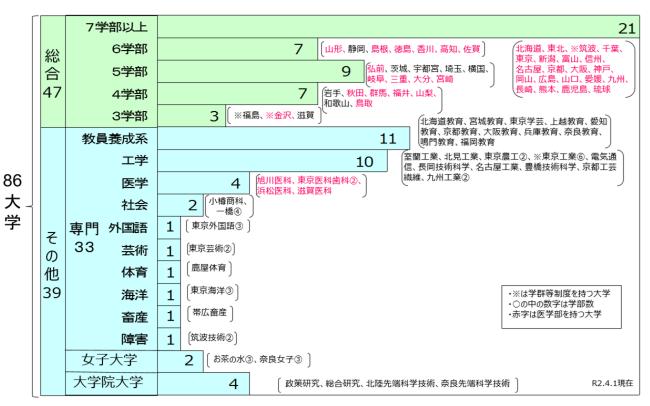
指標毎の配分率

重点支援の枠組内 における位置	配分率
上位10%以内	120%
20%以内	115%
30%以内	110%
40%以内	105%
50%以内	100%
70%以内	95%
80%以内	90%
90%以内	85%
90%未満	80%

③ これからの各大学への運営費交付金配分に関する論点(5/6)

- ▶ 第3期中期目標期間における「3つの重点支援の枠組み」については、第4期中期目標期間に向けて見直していく必要があるのではないか
- ⇒ 共通指標による評価のグループ分けに当たっては、各大学の意向だけではなく、規模・ 財政構造などの客観的な要素もグループ分けの観点としてはどうか
- ⇒ 共通指標による評価に用いる指標などについては、グループの特性も考慮してはどうか。

■国立大学の種類・規模



③ これからの各大学への運営費交付金配分に関する論点(6/6)

■ 第3期中期目標期間の国立大学法人運営費交付金における「3つの重点支援の枠組み」

【重点支援①】

主として、地域に貢献する取組とともに、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で世界・全国的な教育研究を推進する取組を中核とする国立大学を支援

北海道教育大学 室蘭工業大学

小樽商科大学 帯広畜産大学 旭川医科大学

北見工業大学弘前大学

沿前大子 岩手大学

宮城教育大学 秋田大学

山形大学

福島大学 茨城大学

宇都宮大学

群馬大学 埼玉大学

横浜国立大学 新潟大学

長岡技術科学大学 上越教育大学

富山大学

福井大学 山梨大学

信州大学

岐阜大学 静岡大学

浜松医科大学

愛知教育大学

名古屋工業大学 豊橋技術科学大学

三重大学

滋賀大学 滋賀医科大学

京都教育大学

京都工芸繊維大学

大阪教育大学

兵庫教育大学 奈良教育大学

和歌山大学

鳥取大学

島根大学 山口大学

鳴門教育大学

香川大学 愛媛大学

高知大学

福岡教育大学

佐賀大学 長崎大学

熊本大学

大分大学

宮崎大学 鹿児島大学

琉球大学

55大学

【重点支援②】

主として、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で地域というより世界・全国的な教育研究を推進 する取組を中核とする国立大学を支援

筑波技術大学

東京医科歯科大学

東京外国語大学

東京学芸大学

東京芸術大学

東京海洋大学

お茶の水女子大学

雷気诵信大学

奈良女子大学

九州工業大学

鹿屋体育大学

政策研究大学院大学

総合研究大学院大学

北陸先端科学技術大学院大学

奈良先端科学技術大学院大学

15大学

【重点支援③】

主として、卓越した成果を創出している海外大学と伍して、 全学的に卓越した教育研究、社会実装を推進する取組 を中核とする国立大学を支援

北海道大学

東北大学

筑波大学

千葉大学 東京大学

東京農工大学

東京工業大学

一橋大学

金沢大学

名古屋大学

京都大学

大阪大学

神戸大学

岡山大学

広島大学 九州大学

16大学

④ その他

- ➤ 不正経理、会計検査院の不当事項、入試不正など国立大学法人の信用失墜行為に対する措置について検討する必要があるのではないか
- ▶ 退職手当等の国が措置すべき特殊要因経費や、民間資金等の獲得により収入の増加が 図られた場合には運営費交付金を減額せず各大学の増収努力を考慮する現行の扱いは、 引き続き維持する必要があるのではないか